

# スカイネットアジア航空株式会社 株式の譲渡について

平成 19 年 3 月 2 日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者に対する株式の譲渡を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなります。

## 1. 対象事業者の氏名又は名称

スカイネットアジア航空株式会社

## 2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 16 年 6 月 25 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行い、同年 7 月 13 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行いました。また、平成 16 年 8 月には、事業再生計画に沿って、減増資が実行されました。

平成 17 年 5 月には、全日本空輸株式会社に対して、機構保有株式の一部譲渡を実施するとともに、業務提携を行うこととしました。

その後、平成 18 年 12 月には、再生に一定の目処が立ったことから、対象事業者に対して保有する株式の譲渡のためのプロセスを進め、宮交エアグランドサービス株式会社へ譲渡を行うことを決定致しました。機構は、譲渡先によって行われた 41.96%を上限とした公開買付けに機構保有の全株式を応募しましたが、公開買付けへの応募株券総数が買付予定数を超え、1.87%の株式の返還を受けたため、当該株式の譲渡のためのプロセスを進め、今般、双日株式会社への譲渡決定に至ったものです。本決定を受けて、ただちに譲渡先との間で譲渡に関する契約を締結し、本年 3 月中旬までに株式譲渡を実行する予定です。

（注）株式譲渡先の概要は別紙の通りです。

## 3. 出資額等

機構は、対象事業者に対して、34 億円の現金出資により、議決権割合の 56.96%に当たる普通株式を取得していました。このうち、14.99%（当初出資額 9 億円相当）については、平成 17 年 5 月の一部売却時に譲渡を行い、残る 41.96%の株式について、宮交エアグランドサービス株式会社によって行われた公開買付けに応募しました。公開買付けの結果、40.1%について平成 19 年 2 月に譲渡を行い、機構は、現在、議決権割合の 1.87%に当たる株式を保有しています。今般、当該株式の全てを譲渡するものです。

4. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 2,515 百万円の債権を金融機関等から 920 百万円で購入しました。その後、残存する債権 949 百万円について、平成 18 年 3 月末までに全額の弁済を受領済みです。

5. 主務大臣の意見

意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階  
株式会社産業再生機構 企画調整室  
電話番号 03-6212-6437

(別紙)

< 株式譲渡先の概要 >

双日株式会社

所在地 : 東京都港区赤坂六丁目 1 番 20 号  
代表者 : 土橋 昭夫  
設立 : 2003 年 4 月 1 日  
資本金 : 97,704 百万円 (2007 年 1 月 31 日現在)  
上場証券取引所 : 東京、大阪  
従業員数 : 17,213 名 (2006 年 3 月 31 日現在)  
主な事業内容 : 各種物品の売買及び貿易業